

第 36 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 29 年 6 月 26 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 5 時開会 午後 6 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人
1 番 鈴木英博 2 番 畑山一郁 3 番 小川一也 4 番 相澤峰基
5 番 山崎禎彦 6 番 辻本 篤 7 番 森脇豊仁 8 番 小原孝志
9 番 佐藤美頭雄 10 番 佐々木辰善 11 番 北村浩光 12 番 舟根 禎
13 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 11 番 北村浩光、12 番 舟根 禎
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項による通知について
報告第 3 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 4 号 農業経営改善計画の認定通知について
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号 鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正 (案) について
議案第 5 号 鷹栖町農業委員会傍聴規則 (案) の制定について
議案第 6 号 鷹栖町農業委員会特別委員会設置規程の一部を改正する規程 (案) について
議案第 7 号 鷹栖町農業委員会後継者対策推進委員会設置規程の一部を改正する規程 (案) について
議案第 8 号 鷹栖町農業委員会委員の身分証明書に関する規程の一部を改正する規程 (案) について
議案第 9 号 鷹栖町農業委員会高度農用地利用調整調査研究委員会設置規程を廃止する規程 (案) について
議案第 10 号 鷹栖町農業委員会会長専決規程 (案) の制定について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第36回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は13名ですので、鷹栖町農業委員会会議規則第11条の規定に基づき、過半数を超える出席がありますので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、11番委員、12番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第5報告第4号「農地経営改善計画の認定通知について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 事務局長 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案3、4頁をご覧ください。
番号が5番の1件でございます。
土地の所在、地番、公簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。
位置図は5頁に載せてありますので、ご確認ください。
続きまして、議案6頁をご覧ください。
報告第2号「農地法第18条第6項による通知について」です。
賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をしましたので、報告します。
議案は7、8頁をご覧ください。
番号が6番から9番までの4件でございます。
6番については面積を拡大するにあたって再契約するための解約で、7、8番は、あっせん成立により解約するものです。
9番は貸付先を変更するための解約で、この後、議案第1号で審議します。
土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。
続きまして、議案10頁をご覧ください。
報告第3号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」です。
申請に係る意見について、専決処分しましたので報告します。
議案11、12頁をご覧ください。
番号が3番から8番までの6件の申請がありました。
申請者の住所、氏名、生年月日、現状と目標についての回答、経営面積については議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 14 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 15 頁から 17 頁までをご覧ください。

6 件の通知がありました。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりです。

以上の 6 件につきましては、今後の農地利用関係調整等に配慮をお願いします。

報告について以上です。

議長 はい、報告事項ですが、質問等があればお答えします。

4 番委員 12 ページの 4 番の方は、3 番の方と同じ目標の計画ですか？

事務局長 確認します。

議長 ほかにありませんか？

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 それでは、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 18 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

議案は 19 頁、20 頁になりますのでご覧ください。

番号が 4 番から 6 番までで 3 件の申請がありました。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

3 件とも賃貸借で、借主は [REDACTED] でございます。

昨年度にありました申請と同様、南瓜を作付けする計画になっており、契約は 1 年で自動更新になっています。

別途、配布しました「農地法第 3 条調査書」のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、一般企業の賃貸許可要件を満たしていますので、農地の利用に関して、支障無しとの判断をしました。

位置図は 21、22 頁に載せてありますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりました。

それでは、先に 6 番の案件を審議します。

10 番委員は一時退席をお願いいたします。

10 番委員 はい、自分に関係する案件ですので退席します。(退席)

議長 はい、それでは6番の案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
6番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは6番の案件については、認めると決定しました。

10番委員 着席

議長 6番の案件につきましては決定いたしました。
はい、それでは残りの案件につきまして審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」適切であると決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の案件については認めると決定いたしました。
続きまして、日程第7議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案24頁をご覧ください。
議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」です。
農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。
議案は25、26頁になりますのでご覧ください。
番号が2、3番で2件ございます。
売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。
位置図は、27、28頁に記載していますのでご確認ください。
この2件の案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いいたします。

議長 はい、2番です。あっせん開始が29年4月20日、あっせん終了が6月15日、あっせん回数3回です。
反当単価150,000円で成立しています。
以上です。
それでは、3番、お願いします。

12番委員 はい、3番です。あっせん開始が29年5月5日、あっせん終了が6月15日、あっせん回数4回です。
反当単価235,000円で成立しています。以上です。

議長 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」の案件については認めると決定いたしました。

議長 それでは、日程第8議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案30頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が31、32頁になります。

番号が48番から50番まで3件ございます。

3件については、鷹栖町農用地利用調整協議会を通した貸貸借の案件でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は議案33頁から35頁までに載せてありますのでご確認ください。説明は以上です。

議長 はい、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第4号「鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 これから、提案します規則2件、規程5件の改正、廃止及び制定については、7月20日からの新体制から適用し、新体制が円滑に活動できるようにするために行うものでありますので、ご審議よろしくをお願いします。

まず、36頁をご覧ください。

議案第4号「鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正（案）について」で

す。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正について、審議を求めるものです。

議案 37 頁から 39 頁までの全文改正（案）を記載していますので、ご覧ください。

この度の全文改正は農業委員会等に関する法律の大幅な改正に伴い、当該規則の全体を見直し及び調整を行うためのものです。

改正の内容は、改正前の規則を継承しつつ、条文の段ずれの解消、近郊市町村の規則との調整をしています。

また、傍聴に関する規定については、別規則を制定し、制度化するようにしました。

傍聴に関する規則は、次の議案で審議していただきます。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 4 号「鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 4 号「鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正（案）について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 10 議案第 5 号「鷹栖町農業委員会傍聴規則（案）の制定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、40 頁をご覧ください。

議案第 5 号「鷹栖町農業委員会傍聴規則（案）の制定について」です。

先ほどの鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正に伴い、鷹栖町農業委員会傍聴規則の制定について、審議を求めるものです。

先ほどの規則の 18 条に傍聴に関する必要な事項は別に定められています。

別に定めるといのが、今審議していただく規則の内容となっています。

議案 41、42 頁までの制定（案）を記載していますので、ご覧ください。

この度の制定は鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正により傍聴に関する規定を別規則で制定し運用を図るためのものです。

また、議会、教育委員会においても傍聴規則を別に制定しており、同様の運用方法にするねらいもあります。

改正の内容は、改正前の鷹栖町農業委員会会議規則にある傍聴の規定について継承しつつ、傍聴するための手続き、傍聴席に入ってはならない者の指定、傍聴人の守るべき事項、禁止事項、違反に対する措置等を規定し

ています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第5号「鷹栖町農業委員会傍聴規則（案）の制定について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第5号「鷹栖町農業委員会傍聴規則（案）の制定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第5号「鷹栖町農業委員会傍聴規則（案）の制定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第11議案第6号「鷹栖町農業委員会特別委員会設置規程の一部を改正する規程（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、43頁をご覧ください。

議案第6号「鷹栖町農業委員会特別委員会設置規程の一部を改正する規程（案）について」です。

農業委員会等に関する法律の改正及び先ほどの鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正に伴い、鷹栖町農業委員会特別委員会設置規程の一部改正について、審議を求めるものです。

議案44頁に一部改正（案）を記載していますので、ご覧ください。

この度の一部改正は農業委員会等に関する法律の大幅な改正及び先ほどの鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正に伴い、当該規程の調整するもので、併せて、文言の整理をしています。

【改正箇所を朗読】

説明は以上です。

議長 それでは、議案第6号「鷹栖町農業委員会特別委員会設置規程の一部を改正する規程（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第6号「鷹栖町農業委員会特別委員会設置規程の一部を改正する規程（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第6号「鷹栖町農業委員会特別委員会設置規程の一部を改正する規程（案）について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第12議案第7号「鷹栖町農業委員会後継者対策推進委員会設置規程の一部を改正する規程（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、45 頁をご覧ください。

議案第 7 号「鷹栖町農業委員会後継者対策推進委員会設置規程の一部を改正する規程（案）について」です。

先ほどの鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正に伴い、鷹栖町農業委員会後継者対策推進委員会設置規程の一部改正について、審議を求めるものです。

議案 46 頁に一部改正（案）を記載していますので、ご覧ください。

この度の一部改正は先ほどの鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正に伴い、当該規程の調整と特別委員会としての位置づけするもので、併せて、文言の整理をしています。

【改正箇所を朗読】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 7 号「鷹栖町農業委員会後継者対策推進委員会設置規程の一部を改正する規程（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 7 号「鷹栖町農業委員会後継者対策推進委員会設置規程の一部を改正する規程（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 7 号「鷹栖町農業委員会後継者対策推進委員会設置規程の一部を改正する規程（案）について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 13 議案第 8 号「鷹栖町農業委員会委員の身分証明書に関する規程の一部を改正する規程（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、47 頁をご覧ください。

議案第 8 号「鷹栖町農業委員会委員の身分証明書に関する規程の一部を改正する規程（案）について」です。

農業委員会等に関する法律の改正、鷹栖町農業委員会委員の身分証明書に関する規程の一部改正について、審議を求めるものです。

議案 48、49 頁に一部改正（案）を記載していますので、ご覧ください。

この度の一部改正は先ほどの農業委員会等に関する法律の大幅な改正に伴い、当該規程の段ずれの解消及び様式の内容を整理しています。

【改正箇所を朗読】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 8 号「鷹栖町農業委員会委員の身分証明書に関する規程の一部を改正する規程（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 8 号「鷹栖町農業委員会委員の身分証明書に関する規程の一部を改正する規程（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第 8 号「鷹栖町農業委員会委員の身分証明書に関する規程の一部を改正する規程（案）について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 14 議案第 9 号「鷹栖町農業委員会高度農用地利用調整調査研究委員会設置規程を廃止する規程（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、50 頁をご覧ください。

議案第 9 号「鷹栖町農業委員会高度農用地利用調整調査研究委員会設置規程を廃止する規程（案）について」です。

先ほどの鷹栖町農業委員会会議規則の全文改正により、特別委員会の体制を整理するための廃止について、審議を求めるものです。

この委員会については、現時点で活動がない状況でありますので、廃止し整理することとしました。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 9 号「鷹栖町農業委員会高度農用地利用調整調査研究委員会設置規程を廃止する規程（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 9 号「鷹栖町農業委員会高度農用地利用調整調査研究委員会設置規程を廃止する規程（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第 9 号「鷹栖町農業委員会高度農用地利用調整調査研究委員会設置規程を廃止する規程（案）について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 15 議案第 10 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程（案）の制定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、52 頁をご覧ください。

議案第 10 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程（案）の制定について」です。

鷹栖町農業委員会会長専決規程を別紙のとおり制定したいので、審議を求めるものです。

議案 53、54 頁に制定（案）を記載していますので、ご覧ください。

これまで、農業委員会長の専決処分できる範囲は総会で議決していましたが、規則を制定し、制度化することで、専決処分の範囲を明確化し、円滑な執行を図り、適切な運用ができるようにすることを目的としています。

制定の内容は、以前の総会で議決した事項及び円滑な執行が図れるよう

にする範囲の事項を条文化し、制定しています。

農地法の届出に係る受理又は不受理、農地法の通知に係る受理又は不受理、通津の交付、許可指令の取り消し、取下げ、民事執行法等による買受適格証明に関する事、税制の特例に関する証明書の発行、農業経営基盤強化促進法施行規則に規定する意見に関する事、農業者年金基金法の委託業務に関する事、あっせん候補者名簿の登録、土地の現況証明書の現地確認委員の指名に関する事などを規定しています。

見直しが必要な場合は規則改正という形で運用を図っていくという内容です。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 10 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程（案）の制定について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

6 番委員 今までもこういった規定はあったのですか？

事務局長 今までは第一回目の総会で決めていました。

3 年間に 1 回の規定になるので、規則化して事務局としても適切な運用を図りたいということで制定させていただくという内容です。

議長 他にありませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 10 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程（案）の制定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 10 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程（案）の制定について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、「その他」の案件に入ります。

「次回の定例会について」ですが、現農業委員の任期満了後が 7 月 19 日で、その翌日の 7 月 20 日に新体制で第 1 回目の定例会になりますので、よろしくをお願いします。

それで集合時刻ですが、午後 2 時 30 分で考えていますが、時間の調整をして後日連絡したいと思います。

定例会前に町長からの任命書の交付、集合写真及び身分証明書の写真の撮影があります。

その後、第 1 回目の総会のため会長、代理を決めていただくことになります。

町長が召集する形になるので、会長が決まるまでは町長が進めることになります。

会長、代理が決まりましたらその日の案件に入ります。

その時にあわせて特別委員会の編成、新体制になりますので農業委員さんの担当する地区を決めて、7 月 20 日から円滑に業務を執行できるように

段取りをすることが中身となっています。

初回の定例会ですので、スーツ及びネクタイ着用で出席をお願いします。

「あっせん申出地の評価について」ですが、現在 20 件ほどあっせんが出ているので、7月26日の9時から1日かけて現地の評価をお願いしたいと思いますが大丈夫ですか。

委員
議長

異議無しの声

それでは、次回定例会は、7月20日（木）午後2時30分からでお願いします。

あっせん申出地の評価は、7月26日（水）午前9時からでお願いします。
続いて、その他の案件について事務局よりお願いします。

事務局長

農業委員の任命に係る同意について説明
議案の56頁の名簿で説明

事務局長

‘17旭川近郊の農業青年と女性との交流会について説明
議案の56頁、別紙1について説明

事務局長

空き家対策に係る農地の取得について説明
議案の57頁について説明及び下限面積の設定について協議

9番委員

新しく入ってくる人のことを考えると勉強会をしたほうがよいのではないか。

事務局長

テキストを利用して勉強会を開いてスムーズに業務をこなせるようにしたいと考えています。

また、次回の総会までにテキストを用意して会議の中でも活用しながら業務を理解してもらえるような仕組みを作っていきたいと考えています。

9番委員

現地で評価するときの単価のベースはどこなのか

事務局長

直近の売買状況、面積等を参考に13人で評価して1番高い数値と低い数値の2つを除いた11個の数字の平均をベースとしています。

9番委員

単価を田の見ただけで決めていいのか。単価のつけ方の基準がわかりにくいのではないか。

事務局長

単価の出し方を検討させていただきます。

10番委員

空き家対策に係る農地の取得について、下限面積を低めに設定した場合途中で変更することは可能なのか。

事務局長

下限面積の設定は、1年間ベースになっています。

面積の設定を変更する場合は、年に1回変えることは出来ます。

議長

それでは、以上をもって第36回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。